

IP網への移行の段階を踏まえた 接続制度の在り方 事業者ヒアリング資料

IP網へ移行後の音声接続料の在り方 について

KDDI株式会社

Tomorrow, Together おもしろいほうの未来へ。



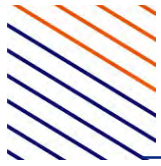
これまで整備されてきた接続ルールにより、
接続料の公平性・透明性・接続の迅速性が担保されてきた

着信接続料規制についての検討を進める場合、
以下の観点から**十分な議論が必要**

事業への影響の
観点

これまでの制度や
市場環境に関する
検証の観点

発信接続料の
扱いの観点



コスト回収漏れなど
事業活動への影響

規制対象外事業者が
規制対象となること
による影響

- 着信接続料規制による対称規制について、欧州の事例では全事業者を対象に上限規制が課されているところ、当該方式を日本の全事業者に適用する場合、実コストが回収できず、各事業者に大きな影響を及ぼすおそれ
- 仮に上限規制が課されないとしても、対称規制の内容によっては同様にコスト回収が困難となるおそれ
- 現在規制対象外の事業者を含めて接続料算定方式に一定の規制が適用されるのであれば、方式によっては対応が困難な事業者が出るおそれ

新たな制度導入に関する検討を行うのであれば、
多様な事業者から意見を聞き、
各事業者における影響を把握したうえで議論を進めるべき

これまでの制度や市場環境に関する検証の観点

これまでの接続 ルールの検証

- 累次の接続ルールの整備により、円滑な接続の確保や接続料の低廉化などに寄与してきたと理解
- 着信接続料規制による対称規制を検討する場合、これまでの接続ルールの効果の検証や課題の整理をしたうえで、導入した場合の影響について検討が必要
- 着信ボトルネックに関して、過去の審議会答申を踏まえた議論が必要（参考：スライド4参照）

IP網への移行による市場環境の変化 の検証

- IP網への移行により接続形態は直接接続が中心になるが、これまでとの違いは中継事業者がいる・いないだけで、発信事業者と着信事業者の関係に大きな変化はない（参考：スライド5参照）
- 着信ボトルネックの考え方に立つ場合、これまでも着信ボトルネックは存在しており、直接接続への移行が直ちに当該考え方を導入する理由にはならないのではないかと

これまでのルールの検証や市場環境を踏まえたうえで、
その導入の適否を判断することが必要

平成21年10月16日 情報通信審議会答申

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」

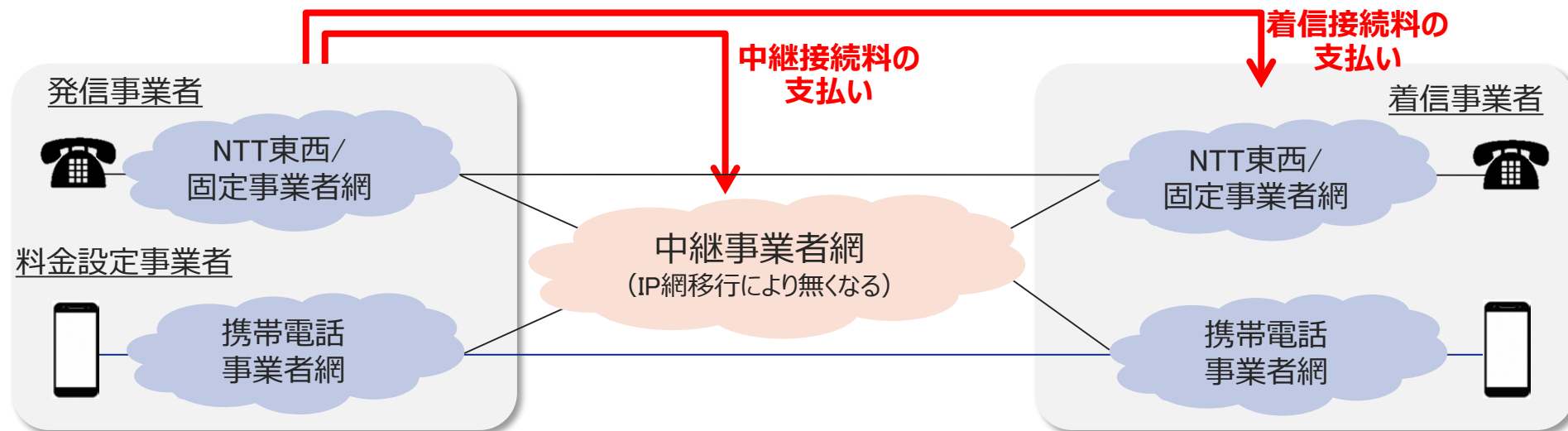
「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場（着信呼市場）を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられる。

(参考) 発/着事業者の関係性

IP網への移行により発/着事業者間の直接接続となっても、
多くの場合、中継事業者に支払う中継接続料がなくなるだけ

接続料に関して、発/着事業者間の関係は変わらない

■ 現在の主な接続形態の概要



上図の中継事業者網は、固定事業者同士や携帯⇔固定間のトラフィックを中継する
また、現時点で移動体同士は直接接続、固定同士も直接接続が少なくない

構成員限り

発信接続料の扱いの観点

IP移行後も中継型サービス（0AB0、00XY）は存続 発信接続料もこれまでどおり発生する



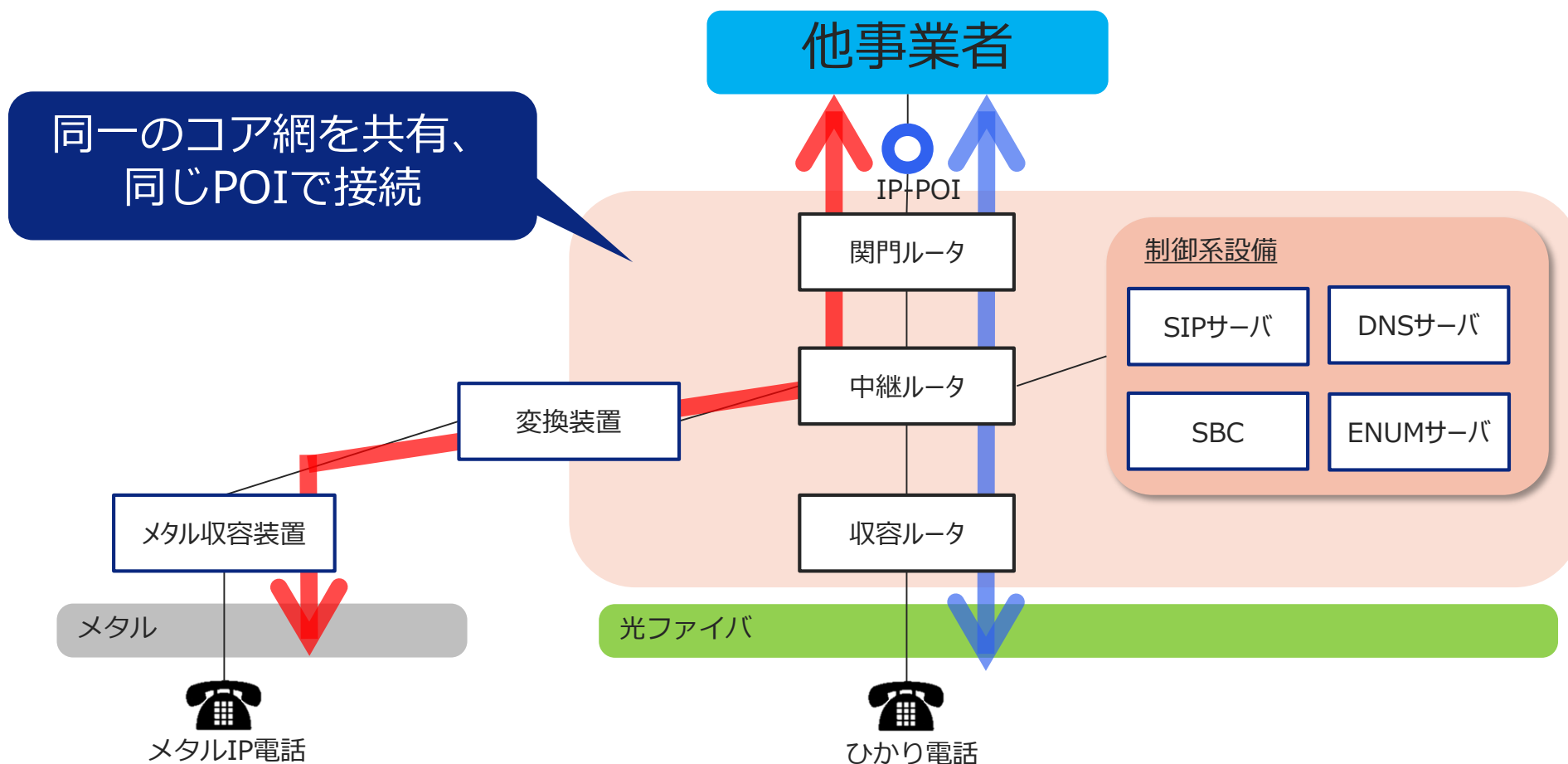
- ① 発側事業者が過度に高額な発信接続料を設定すると、中継型サービスの提供が困難になるおそれ
- ② 他方、着信ボトルネックがない発信接続料に関して、pure LRICなどにより規制された着信接続料と同額の接続料が課されると、発信事業者はコスト回収が困難になるおそれ

➡ 中継型サービスの維持と発信接続料を設定する事業者のコスト回収のバランスを考慮することが必要

**着信接続料規制が導入される場合、
発信接続料についても一定の考慮が必要**

メタルIP電話とひかりIP電話の接続料の扱い

IP網へ移行後は同一のコア網を共有し、同じPOIで接続することから、同一接続料として算定することが妥当



Tomorrow, Together

KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au